

docomo business ANCAR サービス利用規約 別冊 (Rec) 【現改比較表】 2026 年 7 月 31 日現在	
～2026年 7 月 30 日	2026 年 7 月 31 日～
第1章	第1章
第1条（略）	第1条（略）
第 2 章	第 2 章
第 2 条、第 3 条（略）	第 2 条、第 3 条（略）
（契約譲渡及び契約譲渡時のデータの取扱い） 第 4 条（略） 2 契約の譲渡が行われた場合、譲渡前に docomo business ANCAR サービスにおいて生成・保存された通話録音データ、テキスト化データ及びその他の利用情報は、譲渡後も引き継がれるものとします。 3（略）	（契約譲渡及び契約譲渡時のデータの取扱い） 第 4 条（略） 2 契約の譲渡が行われた場合、譲渡前に docomo business ANCAR サービスにおいて生成・保存された通話録音データ、テキスト化データ、 <u>要約データ</u> 及びその他の利用情報は、譲渡後も引き継がれるものとします。 3 （略）
第 3 章	第 3 章
（料金の支払義務） 第 5 条 共通編 料金表通則 3（料金の計算方法等）の定めにかかわらず、次に掲げる期間について契約者は別紙に規定する料金の支払いを要します。 （1）（略） （2） テキスト化料については、その契約に基づいて当社が docomo business ANCAR Rec サービスの提供を開始した日から起算して、docomo business ANCAR Rec サービスに係るメニュー等の提供を終了した日を含む料金月までの期間 2 前項の期間において、docomo business ANCAR Rec サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。 （1）（略） （2） 前号の規定によるほか、docomo business ANCAR Rec サービス契約者は、次の場合を除き、通信を行うことができなかった期間中の利用料金の支払いを要します。	（料金の支払義務） 第 5 条 共通編 料金表通則 3（料金の計算方法等）の定めにかかわらず、次に掲げる期間について契約者は別紙に規定する料金の支払いを要します。 （1）（略） （2） テキスト化料 <u>及び要約料</u> については、その契約に基づいて当社が docomo business ANCAR Rec サービスの提供を開始した日から起算して、docomo business ANCAR Rec サービスに係るメニュー等の提供を終了した日を含む料金月までの期間 2 前項の期間において、docomo business ANCAR Rec サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。 （1）（略） （2） 前号の規定によるほか、docomo business ANCAR Rec サービス契約者は、次の場合を除き、通信を行うことができなかった期間中の利用料金の支払いを要します。
区別	支払いを要しない料金
区別	支払を要しない料金

docomo business ANCAR Recサービス契約者の責めによらない理由により、そのdocomo business ANCAR Recサービスを全く利用できない状態（そのdocomo business ANCAR Recサービスに係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する通話録音蓄積料 及び テキスト化料（docomo business ANCAR Recサービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均利用料金（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、原則として、docomo business ANCAR Recサービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日当たりの平均の利用に関する料金）により算出します。）	docomo business ANCAR Recサービス契約者の責めによらない理由により、そのdocomo business ANCAR Recサービスを全く利用できない状態（そのdocomo business ANCAR Recサービスに係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する通話録音蓄積料、テキスト化料 及び要約料（docomo business ANCAR Recサービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均利用料金（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、原則として、docomo business ANCAR Recサービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日当たりの平均の利用に関する料金）により算出します。）
3（略）			
第6章 損害賠償等 （責任の制限） 第7条 共通編第28条（責任の制限）第2項の定めにかかわらず、当社はdocomo Business ANCAR Recサービスが全く利用できない状態（そのdocomo business ANCAR Recサービスに係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）にあることを 当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する通話録音蓄積料 及び テキスト化料（docomo business ANCAR Recサービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均利用料金（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、原則として、docomo business ANCAR Recサービスを全く利用できない状態が生じた日前の績が把握できる期間における1日当たりの平均の利用に関する料金）により算出します。）を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。		第4章 損害賠償等 （責任の制限） 第6条 共通編第28条（責任の制限）第2項の定めにかかわらず、当社はdocomo Business ANCAR Recサービスが全く利用できない状態（そのdocomo business ANCAR Recサービスに係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）にあることを 当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する通話録音蓄積料、テキスト化料 及び要約料（docomo business ANCAR Recサービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均利用料金（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、原則として、docomo business ANCAR Recサービスを全く利用できない状態が生じた日前の績が把握できる期間における1日当たりの平均の利用に関する料金）により算出します。）を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。	
別紙1 docomo business ANCAR Rec サービス提供条件等 1（略） 2 各メニュー等の提供条件 （1）docomo business ANCAR Rec サービス A 提供条件		別紙1 docomo business ANCAR Rec サービス提供条件等 1（略） 2 各メニュー等の提供条件 （1）docomo business ANCAR Rec サービス A 提供条件	

(A) 用語の定義		(A) 用語の定義	
用語	用語の意味	用語	用語の意味
お客様契約番号	(略)	お客様契約番号	(略)
通話録音データ	(略)	通話録音データ	(略)
テキスト化データ	(略)	テキスト化データ	(略)
		<u>要約データ</u>	<u>テキスト化データの要約を行い作成したデータ。本データは共通編第24条（データの取扱い）に定める生成等データに該当します。</u>
docomo business ANCAR Recポータル	通話録音データの蓄積・管理 <u>及び</u> 通話録音データのテキスト化・テキスト化データの管理を提供するインターネット上のポータルサイト	docomo business ANCAR Recポータル	通話録音データの蓄積・管理、通話録音データのテキスト化・テキスト化データの管理 <u>及びテキスト化データの要約・要約データの管理</u> を提供するインターネット上のポータルサイト
docomo business ANCAR Rec <u>サービス</u> ポータル アクセス回線	docomo business ANCAR Rec <u>サービス</u> ポータルの利用にあたり、当社又は当社以外の事業者が設置又は設定する物理的または論理的な電気通信回線であって、docomo business ANCAR Rec <u>サービス</u> ポータルに係るネットワークに接続するために利用されるもの	Docomo business ANCAR Recポータル アクセス回線	docomo business ANCAR Recポータルの利用にあたり、当社又は当社以外の事業者が設置又は設定する物理的または論理的な電気通信回線であって、docomo business ANCAR Recポータルに係るネットワークに接続するために利用されるもの
(B) 提供条件		(B) 提供条件	
・ (略) ・ 当社は、docomo business ANCAR Rec サービスの利用にあたり、docomo business ANCAR Rec <u>サービス</u>ポータルを提供します。 ・ 契約者は、docomo business ANCAR Rec <u>サービス</u>ポータル アクセス回線を用意する必要があります。		・ (略) ・ 当社は、docomo business ANCAR Rec サービスの利用にあたり、docomo business ANCAR Rec ポータルを提供します。 ・ 契約者は、docomo business ANCAR Rec ポータル アクセス回線を用意する必要があります。	
(C) 利用に関する条件		(C) 利用に関する条件	
・ docomo business ANCAR Rec サービスの利用は日本国内に限ります。 ・ 契約者は、共通編第 32 条（契約者の義務）第 1 項第 20 号の規定に関わらず、docomo business ANCAR Rec サービスに係る契約を電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。）第 29 条第 1 項第 10 号に規定する卸電気通信役務として自らの電気通信事業の用に供することはできません。		・ docomo business ANCAR Rec サービスの利用は日本国内に限ります。 ・ 契約者は、共通編第 32 条（契約者の義務）第 1 項第 20 号の規定に関わらず、docomo business ANCAR Rec サービスに係る契約を電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。）第 29 条第 1 項第 10 号に規定する卸電気通信役務として自らの電気通信事業の用に供することはできません。	

(D) ～ (F) (略)

B 料金算定方法

(A) 適用

・当社は、docomo business ANCAR Rec サービスに係る通話録音データの通話録音時間、テキスト化の対象となる通話録音時間を当社の機器により測定します。

・当社は、docomo business ANCAR Rec サービスに係る通話録音時間に基づき、次に掲げる計算式に従い、利用料金の料金額を算出するものとします。

＜通話録音蓄積料 計算式＞

課金単位×(B)料金額(1)基本機能に掲げる通話録音蓄積料の料金額

＜通話録音蓄積料 課金単位＞

1 料金月内の各日の 0:00～23:59 に受信したすべての通話録音データの合計録音時間の合計時間

÷当月の課金対象期間(日数)

÷7,200(秒)

なお、小数点以下は切り上げとします。

＜テキスト化料 計算式＞

課金単位×(B)料金額(2)付加機能に掲げるテキスト化料の料金額

＜テキスト化料 課金単位＞

1 料金月内にテキスト化処理が完了したテキスト化対象時間の合計時間

÷7,200(秒)

なお、小数点以下は切り上げとします。

・docomo business ANCAR Rec サービス契約者は、前項に規定する利用料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における過去2か月の1日平均の通話録音データの通話録音時間及びテキスト化の対象となる通話録音時間に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額の支払いを要します。

・契約者は、共通編第32条(契約者の義務)第1項の規定に加え、docomo business ANCAR Rec サービスの要約機能の利用にあたっては次のことを守っていただきます。

(1) docomo business ANCAR Rec サービスの一部または全部を、直接または間接を問わず、単体もしくはシステムの一部として、原子力関連装置の直接制御、航空管制もしくは大量輸送機関での管制、生命維持装置、武器及び武器製造関連等を含む高度な安全性や信頼性を必要とする用途のために利用しないこと

(D) ～ (F) (略)

B 料金算定方法

(A) 適用

・当社は、docomo business ANCAR Rec サービスに係る通話録音データの通話録音時間、テキスト化の対象となる通話録音時間及び要約の対象となる通話録音時間を当社の機器により測定します。

・当社は、docomo business ANCAR Rec サービスに係る通話録音時間に基づき、利用料金の料金額を算出するものとします。

・docomo business ANCAR Rec サービス契約者は、前項に規定する利用料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における過去2か月の1日平均の通話録音データの通話録音時間、テキスト化の対象となる通話録音時間及び要約の対象となる通話録音時間に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額の支払いを要します。

(B) 料金額

docomo business ANCAR Recサービスの利用料金は次のとおりとします。

(1) 基本機能

区分	単位	料金額
通話録音蓄積料	通話録音時間 2 時間までごと <u>に</u>	280 円(308 円)

(2) 付加機能

区分	単位	料金額
テキスト化料	通話録音時間 2時間までごと <u>に</u>	480円 (528円)

(B) 料金額

docomo business ANCAR Recサービスの利用料金は次のとおりとします。

(1) 基本機能

(月額)

区分	単金
通話録音蓄積料	280円(税込308円)／蓄積している通話録音データの通話時間2時間までごと

<備考>

- ・通話録音データの量(通話時間)と蓄積している期間に応じて算出されます。
- ・2 時間(7,200 秒)ごとに算出し、端数は切り上げます。
- ・基本機能の月額料金は日割計算を行います。

(2) 付加機能

(月額)

区分	単金
テキスト化料	480円(税込528円)／テキスト化した通話録音データの通話時間2時間までごと
要約料	100円(税込110円)／要約した通話録音データの通話時間2時間までごと

<備考>

- ・テキスト化料は、テキスト化した通話録音データの量(通話時間)に応じて算出されます。
- ・要約料は、要約した通話録音データの量(通話時間)に応じて算出されます。
- ・テキスト化料及び要約料は、2 時間(7,200 秒)ごとに算出し、端数は切り上げます。
- ・付加機能の月額料金は日割計算を行いません。

▲docomo business ANCAR サービス利用規約 共通編
附則 (令和8年7月29日 C A S 1 サ000400011785-01号)
この改正規定は、令和 8 年 7 月 31 日から実施します。